

介護保険 福祉用具購入の手引き

大分県日田市 長寿福祉課
令和8年3月

目次

1. 介護保険福祉用具購入費支給制度について	1
(1) 支給対象となる福祉用具の種目（特定福祉用具）	1
(2) 福祉用具購入費支給の要件	2
(3) 支給限度基準額及び保険給付額	3
(4) 支払方法	3
(5) 留意事項	4
2. 介護保険福祉用具購入手続きの流れ	6
①-1 事前承認申請【受領委任払い】（購入前に提出）	7
①-2 支給申請【受領委任払い】（購入後に提出）	7
② 支給申請【償還払い】（購入後に提出）	8
3. 申請書類等記入例	9
受領委任払利用承認申請書	9
受領委任払支給申請書	10
償還払支給申請書	11
委任状・誓約書	12
4. 福祉用具購入に関するQ&A	13

1. 介護保険福祉用具購入費支給制度について

在宅の要介護認定者・要支援認定者が、都道府県知事の指定を受けた指定特定福祉用具販売事業者から、入浴や排せつ等に用いる福祉用具の一定のもの（特定福祉用具）を購入したときは、居宅介護（介護予防）福祉用具購入費が保険給付対象となります。

購入費の対象となるのは、福祉用具のうち貸与になじまない性質のものを基本としており、保険者が日常生活の自立を支援するために必要と認める場合に介護保険から給付されます。

(1) 支給対象となる福祉用具の種目（特定福祉用具）

対象種目	機能又は構造等
1. 腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る ①和式便座の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変換する場合に高さを補うものを含む） ②洋式便器の上に置いて高さを補うもの ③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの。 ④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。） 但し、設置に要する費用については給付対象外
2. 自動排泄処理装置の交換部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。 （専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除く。）
3. 排せつ予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの。 （専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除く。）
4. 入浴補助用具	入浴に際しての座位の保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする用具で、次のいずれかに該当するもの ①入浴用いす 座面の高さが概ね35センチメートル以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る ②浴槽用手すり 浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る ③浴槽内いす 浴槽内に置いて利用することができるものに限る

	<p>④入浴台 浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る</p> <p>⑤浴室内すのこ 浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る</p> <p>⑥浴槽内すのこ 浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る</p> <p>⑦入浴用介助ベルト 居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る</p>
5. 簡易浴槽	<p>空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもので、取水又は排水のための工事を伴わないもの (硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる)</p>
6. 移動用リフトのつり具部分	<p>身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの</p>
7. スロープ ※購入・貸与選択制	<p>段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないもの (貸与対象となるスロープのうち、主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないものをいい、便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものは除く)</p>
8. 歩行器 ※購入・貸与選択制	<p>歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの (脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式又は交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く)</p>
9. 歩行補助つえ ※購入・貸与選択制	<p>カナディアン・クラッチ、ロフトストランド・クラッチ、プラットホーム・クラッチ及び多点杖に限る(松葉杖は除く)</p>

※7～9の種目については、購入と貸与のどちらかを選択できます。

(2) 福祉用具購入費支給の要件

以下の①～⑤の要件をすべて満たしている場合に、福祉用具購入費の支給を受けることができます。

- ①要支援1・2又は要介護1～5の認定を受けていること
- ②利用者が在宅生活をしていること
- ③利用者の日常生活の自立を助けるために必要なものであること
- ④指定居宅介護支援事業所又は指定介護予防支援事業所の担当介護支援専門員(ケアマネジャー)

一) が福祉用具購入の必要性を認めていること

(担当介護支援専門員がいない場合は、介護支援専門員や福祉用具専門相談員等の専門職が福祉用具購入の必要性を検討すること)

⑤都道府県から特定（介護予防）福祉用具販売の指定を受けた事業所から購入すること

上記のほか、購入・貸与の選択制の対象となっている福祉用具を購入する場合は、①～⑤に加え、次の⑥も要件となります。

⑥福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、メリットとデメリットを含め十分説明を行うとともに、利用者の選択に当たって必要な情報を提供することとし、また医師や専門職（介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、言語学聴覚士）の意見や利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこと

なお、購入・貸与の選択制の対象となっている福祉用具を販売した事業者は、次のア及びイを行う必要があります。

ア. 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認すること

イ. 利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するように努めるとともに、必要な場合は、使用方法等の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めること

（３）支給限度基準額及び保険給付額

福祉用具購入費の支給限度基準額は、同一年度（４月から翌年３月まで）で１０万円（消費税込み）で、当該購入日（領収書記載日）の属する年度において管理されます。

利用者には、領収日時点の自己負担割合（１割～３割）に応じて福祉用具購入費が支給されます。（自己負担割合は「介護保険負担割合証」にてご確認ください。）

なお、支給限度額基準額を超えた部分の購入費用は全額自己負担となります。

【参考】自己負担割合１割の場合

・購入費 90,000 円…保険給付額 81,000 円（９割）

自己負担 9,000 円（１割）

・購入費 110,000 円…保険給付額 90,000 円（支給限度基準額 100,000 円×９割）

自己負担 20,000 円（購入費 110,000 円－保険給付額 90,000 円）

（４）支払方法

「償還払」と「受領委任払」の２通りの方法があります。

①償還払

利用者（被保険者）が販売業者に代金の全額を支払い、その後、日田市から利用者へ保険給付分（7～9割）を支給する方法です。

②受領委任払

利用者（被保険者）が販売業者（※）に自己負担割合分（1～3割）を支払い、その後、日田市から販売業者へ保険給付分（7～9割）を支給する方法です。

※市に「特定福祉用具購入費受領委任払取扱事業者」として登録している販売業者である必要があります。

（5）留意事項

①同一項目の福祉用具の再購入について

過去に福祉用具購入費の支給を受けた福祉用具の種目については、破損した場合や心身の状態の変化により機能の追加が必要な場合などを除き、福祉用具購入費の支給対象とはなりません。

劣化や破損、その他やむを得ない理由がある場合は、その理由がわかる写真（劣化・破損した部分の写真）と理由書（任意様式）を準備のうえ、事前にご相談ください。

※事前の相談もしくは下記の書類の提出がない場合は、全額自己負担になる場合があります。

なお、部品交換で対応できる場合は部品等の交換を優先してください。

また、単なる経年劣化だけでは支給対象とはなりませんのでご注意ください。

①部品交換により使用継続が可能な場合（原則）

- ・理由書に部品交換が必要な明確な理由を記載してください
- ・部品交換のカタログや部位交換

②部品交換が不可能で使用継続には再購入が必要な場合

- ・理由書に再度購入しなければならない明確な理由を記載してください
- ・また、理由書に部品交換が不可能である内容を記載してください
- ・以前購入した福祉用具の写真（破損部分がわかるように撮影）を添付してください

③身体状況の変化により再購入が必要な場合

- ・身体の状態等が以前と比べてどのように変化したか、それによりどのような機能が必要になったかを記載してください
- ・以前購入した福祉用具の写真を添付してください

④種目の性質等により再購入が可能な場合

- ・ロフstrand・クラッチのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合は支給の対象となる場合があります
- ・理由書に複数個必要な理由を記載してください

②介護認定申請中、入院・入所中の福祉用具購入について

要介護又は要支援の認定を受けていることが必要です。ただし、緊急を要する場合は認定申請後、認定結果が出る前に購入することは可能ですが、認定結果が非該当になった場合は全額

自己負担になります。

また、入院・入所中で退院・退所の見込みがある場合も購入することは可能ですが、退院・退所できなくなった場合は全額自己負担になります。

③被保険者が死亡した場合について

福祉用具の購入し被保険者が死亡した場合は、生前に福祉用具を利用していることが給付の条件となります。

④自己負担額の計算について

自己負担額は、保険給付額を先に計算（1円未満切り捨て）してから算出します。

複数購入する場合は、個々の税込金額で算出します。合計額からの算出ではありませんのでご注意ください。

⑤部品購入費について

福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品が対象となります。

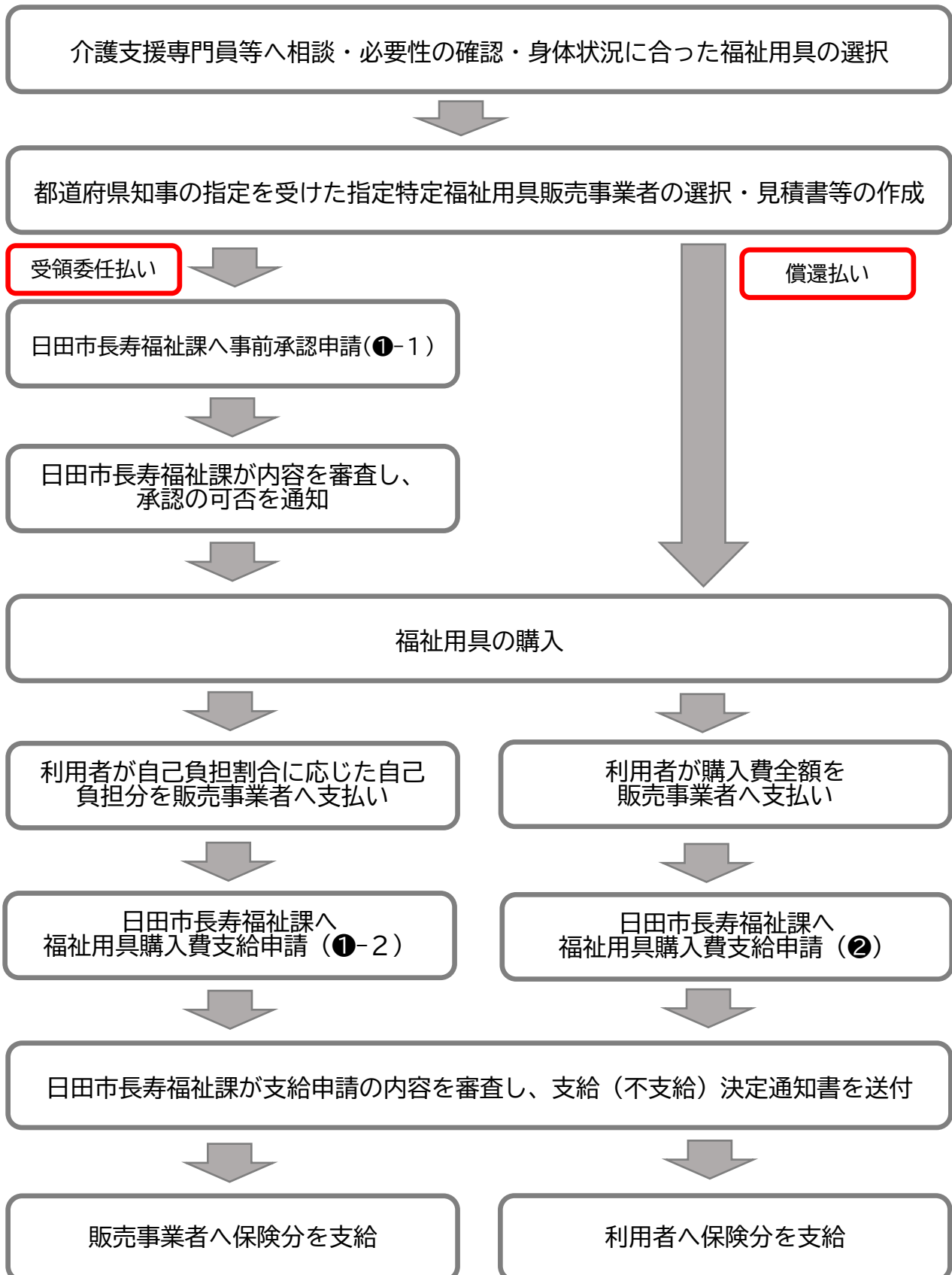
ただし、当該福祉用具について、過去に日田市の保険給付の対象となっていることが条件です。

なお、交換が必要となった原因が著しく不適切な使用方法による場合は対象となりません。

⑥腰掛便座(洗浄機能(ウオッシュレット)付、自動ラップ機能付)について

洗浄機能(ウオッシュレット)付又は自動ラップ機能付の腰掛便座については、当該機能が必要な理由を明確にし、申請書の「福祉用具が必要な理由」欄にその理由を詳しく記載してください。理由が明確ではなく機能の必要性が認められない場合、支給対象外となることがあります。

2. 介護保険福祉用具購入手続きの流れ



①-1 事前承認申請【受領委任払い】（購入前に提出）

※毎月15日と月末を締め日とし、締め日後約1週間程度で承認の可否を文書により通知します。

申請に必要な書類	備考
1. 特定福祉用具購入費受領委任払利用承認申請書	P9 参照
※福祉用具が必要な理由記載欄について <ul style="list-style-type: none"> ・担当介護支援専門員又は福祉用具専門相談員が記載します (担当介護支援専門員がケアプランに位置付けたうえで記入することが望ましい。) ・利用者の心身の状態を踏まえ、個々の用具ごとに必要とする理由を詳細に記載してください 	
2. 福祉用具サービス計画書（基本情報・利用計画）【写し】	
3. 見積書（内訳書）※宛名は被保険者氏名が記載されたもの	
4. 購入予定の福祉用具のパンフレット、カタログ等の写し ※「すのこ」の購入は、サイズがわかる資料を添付してください	
5. 排泄予測支援機器の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・医学的所見が確認できる書面 (主治医意見書、サービス担当者会議等における医師の所見、医師の診断書等) 	

①-2 支給申請【受領委任払い】（購入後に提出）

※月末締めで、翌月20日（20日が土日祝祭日の場合はその直前の営業日）に支給します。

ただし、書類不備・差替えがあった場合、現地確認を要した場合はこの限りではありません。

申請に必要な書類	備考
1. 特定福祉用具購入費受領委任払支給申請書	P10 参照
※福祉用具が必要な理由記載欄について <ul style="list-style-type: none"> ・担当介護支援専門員又は福祉用具専門相談員が記載します (担当介護支援専門員がケアプランに位置付けたうえで記入することが望ましい。) ・利用者の心身の状態を踏まえ、個々の用具ごとに必要とする理由を詳細に記載してください 	
※購入後、支給申請前に利用者本人が死亡した場合、誓約書が必要です	P12 参照
2. 受領委任払利用承認通知書【原本】	

3. 福祉用具サービス計画書（基本情報・利用計画）【写し】	
4. 領収書 ※宛名は被保険者氏名が記載されたもの	
5. 購入予定の福祉用具のパンフレット、カタログ等の写し ※「すのこ」の購入は、サイズがわかる資料を添付してください	
6. 排泄予測支援機器の場合 ・医学的所見が確認できる書面 （主治医意見書、サービス担当者会議等における医師の所見、医師の診断書等）	

② 支給申請【償還払い】（購入後に提出）

※月末締めで、翌月 20 日（20 日が土日祝祭日の場合はその直前の営業日）に支給します。

ただし、書類不備・差替えがあった場合、現地確認を要した場合はこの限りではありません。

申請に必要な書類	備考
1. 特定福祉用具購入費償還払支給申請書	P11 参照
<p>※福祉用具が必要な理由記載欄について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当介護支援専門員又は福祉用具専門相談員が記載します（担当介護支援専門員がケアプランに位置付けたうえで記入することが望ましい。） ・利用者の心身の状態を踏まえ、個々の用具ごとに必要とする理由を詳細に記載してください 	
※申請者と口座名義人が異なる場合は、委任状が必要です	P12 参照
※購入後、支給申請前に利用者本人が死亡した場合、誓約書が必要です	P12 参照
2. 福祉用具サービス計画書（基本情報・利用計画）【写し】	
3. 領収書 ※宛名は被保険者氏名が記載されたもの	
4. 購入予定の福祉用具のパンフレット、カタログ等の写し ※「すのこ」の購入は、サイズがわかる資料を添付してください	
5. 排泄予測支援機器の場合 ・医学的所見が確認できる書面 （主治医意見書、サービス担当者会議等における医師の所見、医師の診断書等）	

3. 申請書類等記入例

【受領委任払利用承認申請書】

様式第6号(第7条関係)
特定福祉用具購入費受領委任払利用承認申請書

フリガナ	ひた たろう		保険者番号		4	4	2	0	4	6			
被保険者氏名	日田 太郎		被保険者番号	0	1	2	3	4	5	6	7	0	0
生年月日	大(昭)・平 24年9月1日生												
住所	〒877-**** 日田市田島2丁目●番口号												
商品名	種目名		購入予定金額(税込)										
〇〇〇〇〇〇	入浴補助用具		40,000円										
			円										
			円										
			合計： 40,000円										
購入予定事業者名	△△△△福祉用具販売	事業者登録番号	9	9	9	9	9	9	9	9	9	2	
福祉用具が必要な理由	※利用者の心身の状態を踏まえ、個々の用具ごとに必要とする理由を詳細に記載してください												
	理由書記載者		△△ □□										
日田市長様													
上記のとおり関係書類を添えて特定福祉用具購入に係る受領委任払いについて申請します。 令和〇年〇月〇日													
住所	日田市田島2丁目●番口号					電話番号 0973-**-****							
申請者氏名	日田 太郎												

※申請の際は、次のものを添付してください。

- ①福祉用サービス計画書(基本情報・利用計画)【写】
- ②見積書(内訳書)
- ③パンフレット、カタログその他の購入予定の特定福祉用具が確認できるもの

日田市記入欄

保険料の滞納状況	決定	決定年月日	介護度・認定期間
有・無	承認・非承認	令和 年 月 日	支1・支2・1・2・3・4・5 令和 年 月 日～令和 年 月 日

支給限度額(A)	既支給額(B)	上限額(C)	負担割合(D)	支給対象額 購入金額×給付率(E)	支給決定額(C)と(E)の小さい方
円	円	円	割	円	円

【受領委任払支給申請書】

様式第10号(第9条関係)

特定福祉用具購入費受領委任払支給申請書

フリガナ	ヒタ タロウ		保険者番号	4 4 2 0 4 6									
被保険者氏名	日田 太郎		被保険者番号	0	1	2	3	4	5	6	7	0	0
生年月日	大・昭平 24年9月1日生												
住所	〒877-**** 日田市田島2丁目●番〇号		電話番号 0973-**-****										
種目名 商品名	製造事業者名 販売事業者名	購入金額(税込)	購入日										
入浴補助用具 〇〇〇〇〇〇	株式会社 □□□ △△△福祉用具販売	40,000円	令和〇年〇月△日										
		円	令和 年 月 日										
		合計: 40,000円											
福祉用具が 必要な理由	※利用者の心身の状態を踏まえ、個々の用具ごとに必要とする理由を詳細に記載してください												
	理由記載者 △△ □□												
日田市長 様 上記のとおり関係書類を添えて居宅介護(支援)福祉用具購入費の支給を申請します。 令和〇年〇月〇日 住所 日田市田島2丁目●番〇号 申請者 氏名 日田 太郎 ※支給申請前に本人が死亡した場合は、相続人が申請者となります。 電話番号 0973-**-****													

※申請の際は、次のものを添付してください。

- ①承認通知書【原本】 ②福祉用サービス計画書(基本情報・利用計画)【写】
 ③領収書 ④パンフレット、カタログその他の購入した福祉用具が確認できるもの
 (領収書は1～3割の金額になりますが、保険給付額は7～9割までで端数は全て切り捨てになりますので注意してください。)

日田市長 様 甲は、特定福祉用具購入費の受領に関する権限を下記のとおり乙に委任いたします。 令和〇年〇月〇日 甲(委任者) 住所 日田市田島2丁目●番〇号 乙(受任者) 住所 日田市田島1丁目△番〇号 名前 日田 太郎 名称 △△△福祉用具販売 代表者氏名 代表取締役 □□ ○○ 担当者名 △△ □□ 電話番号 0973-22-**** 事業者登録番号 9 9 9 9 9 9 9 9 2 ※支給申請前に本人が死亡した場合は、相続人が委任者となります。												
上記のとおり承諾いたしましたので、特定福祉用具購入費については、下記の口座に振込みください。												
振込 口座	大分	銀行 農協 信用金庫 信用組合	日田	本店 支店 出張所	口座番号							
	金融機関コード		店舗コード		1 普通	0	0	0	0	0	0	0
	0 1 8 3		0 3 8		2 当座							
	フリガナ		△△△△フクシヨウグハンバイ ダイヒョウトリシマリヤク □□ ○○									
口座名義人		△△△△福祉用具販売 代表取締役 □□ ○○										

市記入欄	介護度	支1・支2・1・2・3・4・5	認定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
支給限度額 (A)	既支給額 (B)	上限額 (C)	負担割合 (D)	支給対象額 購入金額×給付率() (E)
円	円	円	割	円
				支給決定額 (C)と(E)の小さい方
				円

【償還払支給申請書】

特定福祉用具購入費償還払支給申請書

フリガナ	ヒタ タロウ	保険者番号							4	4	2	0	4	6
被保険者氏名	日田 太郎		被保険者番号	0	1	2	3	4	5	6	7	0	0	
生年月日	大(昭)平 24年9月1日生													
住 所	〒877-**** 日田市田島2丁目●番□号													

種目名 商品名	製造事業者名 販売事業者名	購入金額(税込)	購 入 日
入浴補助用具 ○○○○○○○	株式会社 □□□ △△△△福祉用具販売	40,000 円	令和○年□月△日
		円	令和 年 月 日
		円	令和 年 月 日
		合計: 40,000 円	

福祉用具が必要な理由 **※利用者の心身の状態を踏まえ、個々の用具ごとに必要とする理由を詳細に記載してください**

理由記載者 △△ □□

日田市長 様
上記のとおり関係書類を添えて居宅介護（介護予防）福祉用具購入費の支給を申請します。
令和○年○月○日

申請者 住所 日田市田島2丁目●番□号 電話番号 0973-**-****
氏名 日田 太郎

※支給申請前に本人が死亡した場合は、相続人が申請者となります。

居宅介護（介護予防）福祉用具購入費を下記の口座に振り込んで下さい。

口座振替 依頼欄	ゆうちょ	銀行 農協 信用金庫 信用組合	七二八	本店 支店 出張所	口 座 番 号							
	金融機関コード		店舗コード		1 普通	1	2	3	4	5	6	7
	9	9	0	0	7	2	8	2 当座				
フリガナ 口座名義人	ヒタ タロウ		※支給申請前に本人が死亡した場合は、相続人の口座を記載してください。									
	日田 太郎											

市記入欄

保険料滞納状況	介護度	認定期間
有 ・ 無	支1・支2・1・2・3・4・5	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

支給限度額 (A)	既支給額 (B)	上限額 (C)	負担割合 (D)	支給対象額 購入金額×給付率() (E)	支給決定額 (C)と(E)の小さい方
円	円	円	割	円	円

添付書類 ①福祉用サービス計画書（基本情報・利用計画）【写】 ②領収書【写】

③パンフレット、カタログその他の購入した福祉用具が確認できるもの

※「福祉用具が必要な理由」については、個々の用具ごとに記載して下さい。欄内に記載が困難な場合は、別紙に記載し、添付して下さい。

【委任状（償還払）】

委 任 状

私、日田 太郎 は介護保険特定福祉用具購入費に伴う費用の償還金の受け取りに関する一切の権限を
日田 花子 に委任します。

令和〇年〇月〇日

委任者
住所 日田市田島2丁目●番口号
氏名 日田 太郎

受任者
住所 日田市田島2丁目●番口号
氏名 日田 花子

日 田 市 長 様

【誓約書（受領委任払）】

誓 約 書

日田 太郎 に係る福祉用具購入費支給申請について、
受給者である本人が死亡したので、私が相続人として請求受領いたします。

なお、本件請求・受領に関して今後問題が生じたときは、私が一切の責任を負うことを誓約いたします。

令和〇年〇月〇日

相続人 住所 日田市田島1丁目△番口号
氏名 日田 一郎

日 田 市 長 様

【誓約書（償還払）】

誓 約 書

日田 太郎 に係る福祉用具購入費支給申請について、
受給者である本人が死亡したので、私が相続人として請求受領いたします。

なお、本件請求・受領に関して今後問題が生じたときは、私が一切の責任を負うことを誓約いたします。

令和〇年〇月〇日

相続人 住所 日田市田島1丁目△番口号
氏名 日田 一郎

日 田 市 長 様

4. 福祉用具購入に関するQ & A（厚生労働省HPより抜粋）

厚生労働省から示されている福祉用具購入に関するQ & Aです。

項目	質問	回答	QA発出時期等
腰掛け便座の給付対象範囲	腰掛け便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。	家具調のもの等、金額にかかわらず、利用者が選択すれば給付対象として差し支えない。 ※日田市では洗浄機能（ウオッシュレット）付又は自動ラップ機能付の腰掛け便座については、その機能の必要性を明確にさせていただく必要があります。	H12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71「介護報酬等に係る Q&A vol. 2」
部品購入費	介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象となるか。	福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市町村が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となる。	H12. 4. 28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 71「介護報酬等に係る Q&A vol. 2」
福祉用具購入費の支給	福祉用具購入費の支給について、下のようなケースの限度額管理はいずれの年度において行われるか。 ①平成 12 年度に福祉用具の引渡を受け、平成 13 年度に代金を支払い保険給付を請求したケース ②平成 12 年度に福祉用具の引渡を受け代金も支払ったが、保険給付の請求は平成 13 年度に行ったケース	介護保険法第 44 条においては、福祉用具を購入したとき、すなわち代金を完済したときに保険給付の請求権が発生し、当該購入した日（代金を完済した日：実務的には領収証記載の日付）の属する年度において支給限度額を管理することとされている。 したがってケース①は平成 13 年度において、ケース②は平成 12 年度において、それぞれ限度額管理が行われる。 ※保険給付の請求権の消滅時効については、保険給付の請求権の発生時（代金を完済した日）の翌日を起算日とする。	H14. 3. 28 事務連絡 運営基準等に係る Q&A
特定福祉用具販売種目の再支給等について	特定福祉用具販売の種目は、どのような場合に再支給又は複数個支給できるのか。	居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合については、介護保険法施行規則第 70 条第 2 項において「当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認めるときは、この限りでない。」とされており、「その他特別な事情」とは、利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の再支給のほか、ロフトストランドクラッチやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合も含まれる。	R6. 3. 15 事務連絡 「令和 6 年度介護報酬改定に関する Q & A (Vol. 1)」

項目	質問	回答	QA発出時期等
貸与と販売の提案に係る利用者の選択に資する情報提供について	福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が提供する利用者の選択に当たって必要な情報とはどういったものが考えられるか。	<p>利用者の選択に当たって必要な情報としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見 ・サービス担当者会議等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し ・貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い ・長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること ・短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること ・国が示している福祉用具の平均的な利用月数(※)等が考えられる。 <p>※選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数(出典：介護保険総合データベース)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定用スロープ：13.2ヶ月 ・歩行器：11.0ヶ月 ・単点杖：14.6ヶ月 ・多点杖：14.3ヶ月 	R6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)」
担当する介護支援専門員がいない利用者について	担当する介護支援専門員がいない利用者から福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所に選択制の対象福祉用具の利用について相談があった場合、どのような対応が考えられるのか。	相談を受けた福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所は、当該福祉用具は貸与と販売を選択できることを利用者に説明した上で、利用者の選択に必要な情報を収集するために、地域包括支援センター等と連携を図り対応することなどが考えられる。	R6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)」
貸与と販売の選択に係る情報提供の記録方法について	福祉用具専門相談員は、利用者に貸与と販売の選択に資する適切な情報を提供したという事実を何に記録すればよいのか。	福祉用具貸与・販売計画又はモニタリングシート等に記録することが考えられる。	R6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)」
選択制の対象福祉用具の販売後の取り扱いについて	選択制の対象種目の販売後のメンテナンス等に係る費用は利用者が負担するのか。	販売後のメンテナンス等にかかる費用の取扱いについては、利用者と事業所の個別契約に基づき、決定されるものと考えている。	R6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)」
スロープの給付に係るサービス区分に係る判断基準について	スロープは、どのような基準に基づいて「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「住宅改修」に区別し給付すればよいのか。	取り付けに際し、工事を伴う場合は住宅改修とし、工事を伴わない場合は福祉用具貸与又は特定福祉用具販売とする。	R6.3.15 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)」

項目	質問	回答	QA発出時期等
選択制の対象となる福祉用具の購入後の対応について	<p>選択制の対象となる福祉用具を購入したのちに、修理不能の故障などにより新たに必要となった場合、特定福祉用具販売だけでなく福祉用具貸与を選択することは可能か？また、販売後に身体状況の変化等により、同じ種目の他の福祉用具を貸与することは可能か。</p>	<p>いずれも可能である。なお、福祉用具の販売または貸与のいずれかを提案するに当たっては、利用者の身体状況等を踏まえ、十分に検討し判断すること。</p>	<p>R6.4.30 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5)」</p>
医学的所見の取得について	<p>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のリハビリテーション専門職から医学的な所見を取得しようとする場合、利用者を担当している福祉用具貸与事業所にリハビリテーション専門職が所属していれば、その職員から医学的所見を取得することは可能か。 また、利用者を担当している福祉用具専門相談員が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資格を所持している場合は、当該福祉用具専門相談員の所見を持って医学的所見とすることは可能か。</p>	<p>選択制の提案に必要な医学的所見の取得に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、利用者の過去の病歴や身体状況等を把握している専門職から聴取することを想定しており、例えば、質問で挙げられている職員が、医師と連携のもと利用者の入院期間中にリハビリテーションを担当している場合や、利用者に訪問リハビリテーションも提供している場合等であれば可能である。</p>	<p>R6.4.30 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5)」</p>
	<p>選択制の検討・提案に当たって医学的所見の取得に当たり、所見の取得方法や様式の指定はあるのか？</p>	<p>聴取の方法や様式に特段の定めはない。</p>	<p>R6.4.30 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5)」</p>
	<p>一度貸与を選択した利用者に対して、一定期間経過後に、再度貸与の継続または販売への移行を提案する場合において、改めて医師やリハビリテーション専門職から医学的所見を取得する必要があるのか？</p>	<p>販売への移行を提案する場合においては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかから聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえる必要がある。貸与の継続に当たっては、必要に応じて聴取等をするものとして差し支えない。</p>	<p>R6.4.30 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5)」</p>

項目	質問	回答	QA発出時期等
選択制の対象の販売品について	<p>選択制対象福祉用具に関しての中古品の販売は可能か。</p>	<p>今般の選択制の導入以前から特定福祉用具販売の対象になっている福祉用具は、再利用に心理的抵抗感が伴うものや、使用により形態・品質が変化するものであり、基本的には中古品の販売は想定していない。</p> <p>また、選択制の導入に伴い、「固定用スロープ」「歩行器」「単点杖」「多点杖」が新たに特定福祉用具販売の対象となったが、これらについても原則として新品の販売を想定している。これは、福祉用具貸与では中古品の貸出しも行われているところ、福祉用具貸与事業所によって定期的なメンテナンス等が実施され、過去の利用者の使用に係る劣化等の影響についても必要に応じて対応が行われる一方で、特定福祉用具販売では、販売後の定期的なメンテナンスが義務付けられていないこと等を踏まえたものである。</p>	<p>R6.4.30 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5)」</p>
	<p>選択制の対象である福祉用具を貸与から販売に切り替える際、既に当該福祉用具の販売が終了して新品を入手することが困難な場合は、同等品の新品を販売することで代えることは可能か。</p>	<p>利用者等に説明を行い、同意を得れば可能である。</p>	<p>R6.4.30 事務連絡 「令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.5)」</p>